

陳 述 録 取 書

2005年8月16日

東京地方裁判所民事第49部 御中

弁護士 浅 野 史 生

当職は、以下の者から、陳述を録取したので、その内容を報告する。なお、通訳人は坂井美穂氏である。

氏 名：マルリス(Marlis D)

原告番号：M . 6 6

性 別：男性

生年月日：1965年6月12日

年 齢：40歳

現 住 所：コト・ムスジッド村

出 生 地：プロウ・ガダン村

氏 族：ドモ(Domo)族

宗 教：イスラム教

学 歴：小学校(SD)中退

職 業：自営業 魚の養殖、公共工事の人夫、農業労働、昔の場所でゴムの収穫など

家族構成：5人 - 妻(33歳、移転の3ヶ月前に結婚)、長女(13歳)、次女(9歳)、三女(3歳)

1．移転前の生活状況

父親の家は、12m×10mくらいの広さで、そこに10人家族、両親、祖父母、6人の兄弟姉妹で生活していました。家は、カンパル川からは200メートルの距離にありました。記憶している限り、2回ほど洪水にあったことがあります。その時は、床のところまで水がきました。結婚は、移転の3ヶ月前ですが、妻も私の父親の家に同居しました。ミナンカバウ社会は、夫が妻の家に住むことが通例ですが、妻の家がそんなに大きくなかったので、私の家に来たのです。

旧村では、13箇所にゴム園を持っていました。合計で約15ヘクタール程度となります。また、0.5ヘクタールの灌漑水田もありました。収穫米は、自分の家で消費しました。そのほか、家の周りの庭地には、ドリアン、マンゴー、ヤシなどの果物や、ジェンコルという野菜、プタイ豆なども植えられていました。広さは約1ヘクタールありました。農業は父親と一緒に行っていました。そのほか、木材(ラタン)を探す仕事、石切の仕事、漁業(カンパル川での漁獲)など様々な仕事もありました。当時は、仕事さがしに困ることはありませんでした。

カンパル川で獲れた魚は自分の家で食べて、余ったら市場に出していました。ドリアンは市場に出しました。ゴムの収穫は、1週間に150～200Kgありました。それは村の市場に出していました。ゴムは1kgあたり1500ルピアの値段が付き、大きな収入源となりました。

飲料水や水浴び用の水はカンパル川からのものでした。

移転前では、米もあるし、魚はとれるし、ほとんど自給自足が可能でした。不足するものをゴムなどの収穫によるお金で買う程度でした。現在の村よりも暮らし向きはずっと良かったです。

2．移転の経緯

コトパンジャン・ダム建設構想については、1979年に知りました。当時は14歳だったので正確なことは知らされませんでした。よその人がやってきて、測

量があったり、大人が話をしているのを聞いたりで、何かあるなということを知りました。

1983年に、ニニック・ママック（慣習法指導者）と村長がバトゥブルスラット村のプサントレンで会合を持ったことを知っていました。ただし、その内容について、ニニック・ママックは村人に何も知らせることはありませんでした。

1990年には、村長主催の会合が開かれました。この会合には、カンパル県知事のサレジャシットのほか、郡長なども出席しました。この会合で、ダム建設の必要性とそれに伴う移転の不可避性が説明されました。サレジャシット知事は「ダムが建設されます。皆さんは移転する用意がありますか。」とっていました。私は、それを聞いて、自分たちの土地から出て行くことはさびしい、つらい思いがしました。

1991年4月にはバンキナンで知事や郡長、村の代表による会合が密かに開かれ、そこで補償基準が決められたのですが、あまりにも低い補償基準でした。私たちは、ヤシの木は1本15万ルピア、ドリアンは25万ルピア、ゴムの木は2万ルピアの補償基準を要求しようということを決めて、再度、村長やニニック・ママックが交渉にあたってもらいました。しかし、その交渉の回答はこちらの提案よりもはるかに低いものでした。たとえば、ヤシは1本4万ルピア、ドリアンは1本6万ルピア、収穫可能なゴムの木は1本2400ルピアで、収穫がまだできないゴムの木は1本1400ルピアでした。あまりにも低い補償基準に、6割の村人は「移らない。」と移転に反対しました。私も当然に移転には反対しました。そのような中、ニニック・ママックは、夜の12時にバンキナンに呼び出され、県知事と郡長と会合を持ちました。ニニック・ママックがその会合から帰ってきてからは、村では何の会合も開かれませんでした。補償基準は、全く変わりませんでした。

村人は非常に怒りました。しかし、それ以上の抵抗は難しいと判断して、受け入れることにしました。故郷を離れたくなかったが、そうせざるを得なかったのです。なぜなら、政府は、移転しなければ補償を受けられないと言い続けてきたからです。

また、サレジャシットからは、移転先の住居はセミパーマネントで、かつ収穫可能なゴムの木が用意されているとの甘い説明をうけたこともあったので、村民は、それを信じるほかありませんでした。なお、後述のとおり、これは全くの嘘でした。こういったサレジャシットの甘い説明がなかったら、余りにも低い補償基準を突きつけられた村民は皆移転しなかったでしょう。

その後、3ヶ月にわたり、調査が行われました。1グループ3人で3グループが調査を行いました。私の家は、3日間にわたって調査が行われました。私は、調査結果が記載された「財産目録」を見せられたことはありますが、その時は、私に対しても父親に対してもサインは求められませんでした。そして、1991年に、村長から「財産目録」が配られました。そこで私はサインをしました。これにサインしなければ補償金が得られないからです。

住民移転は、1992年8月31日に実施されました。その際には軍隊がやって来ました。軍隊は、旧村に1週間、新村に15日間滞在した。約10人ほどでした。銃も持っていました。私の家は、旧村では中心部からは離れた場所の小村(dusun)に位置していましたが、そこにも軍隊がやって来ました。彼らは、軍服を着用し、銃を携帯していました。私は、兵士が発砲するのを直接聞きませんでした。村のカンプンバル集落に住むニニック・ママックのアリ・ヌルディン・ダトゥ・テマングン(Ali Nurdin Datu Temangun)から、彼の自宅の前で4回発砲があったと聞きました。「早く出て行け。」ということだろうと、そのニニック・ママックは言っていました。兵隊たちは「いつ移るんだ。いつ移るんだ。」と私たちにしつこく言い寄り、圧力をかけてきました。このように兵隊達が存在したことに、とても恐怖を感じました。もう移ることは決まっているのに、なぜこんなことを言われなくてはならないのか、と思いました。村全体では移転に3日間かかりましたが、私は、移転者のうちでは、最後に移転しました。補償金が支払われていなかったもので、せめてもの抗議の意思を示したかったからです。しかし、もし移転を断固として断っていれば、今は生きてはいないでしょう。新村にも軍隊が派遣されていました。2

0人以上が、移転後1ヶ月間駐留しました。軍服を着て銃も持っていました。警察官も旧村には20人くらいがおり、新村には30人くらいがいました。警察官は、移転する前からずっとパトロールをしていました。

3. 移転後の生活状況

移転の直後には、手持ち金として3500ルピア及び食糧としてわずかの米しかしかなかったために窮地に陥りました。米はすぐになくなってしまったので、1991年から1996年に補償金が支払われるまで、父親から借金をしました。

私が補償金を受け取ったのは、1996年になってからでした。他の人々の場合には、補償金は、移転以前に支払われたのですが、私の場合には支払われなかったためです。なぜこのようなことになったのかといえば、他の人々の場合には、役人にコネを使ったり、BPN(国家土地局)の行政関係者らになんらかの金品を渡して、早く補償金が支払われる手続きをとりはかってもらっていたのです。しかしながら、私はそのようなことはしませんでした。私が、補償金の支払いが遅れていることについて、村長に問い合わせたところ、ただ「待っている。」といわれただけです。こうして補償金の支払いが遅らされたばかりでなく、受け取った補償金額も、2600万ルピアにすぎませんでした。この金額には怒りが込み上げましたが、どこに抗議したら良いのか分かりませんでした。

こうした状態下に置かれたために、移転と同時に食費にも窮したのです。そのため、父親や隣人から借金をして何とか飢えをしのぎました。

政府による生活手当(jadup)が支給されるようになったのは、移転から1年を経た1993年になってからでした。1ヵ月ごとに、一人あたり10キログラムの米、1家族あたり食用油5kg、5リットルの灯油、塩1kg、砂糖2kg、グリーンピース1kg、洗濯石鹼4個、干し魚などが支給されましたが、米と干し魚は、とても食べられるような代物ではありませんでした。米は、炊いても、つぶれてしまうようなものでした。魚からウジ虫がわいていることもありました。しかし、飢え

をしのぐには、そのような物でも食べざるを得ませんでした。魚は、妻がウジ虫を取り去って、外に干して食べました。この生活手当も1年で打ち切られました。1年延長を申し入れましたが、断られました。

移転地の家の割り当ては、1ヶ月前にくじ引きで決められました。移転地は、ジャングルで覆われていたため、村人はどこに自分の家があるのか判らず、1週間も探しつづけ、その間は、村役場に寝泊りせざるをえない人もいました。私もどこに家があるかわからず、3日間父親の家に寝泊りをしました。ようやくにして見つけた私の家は、6×6メートルの粗末な板囲いの小屋でした。

今住んでいる家は政府から供与された家ですが、1996年に補償金が入ってから壁の一部をセメントにするなどの改築をしました。というのも、板が腐ったり、雨漏りがしたり、風が入ってきたりしたからです。床はでこぼこして平らではなかったのも、新しく自分たちで張り替えました。移転当時の家はセミパーマメントとはとてもいえるものではありません。とても半永久的に住めるようなものではありませんでした。私たちはお金がなかったので、少しずつ改築をくりかえしました。

給水施設としては、4世帯に1個の井戸があてがわれましたが、水質は悪く、黄色に淀んでいました。他の村人の井戸も同様でした。私は、水を得るために、近くのスンガル川に水を汲みにいき、生活用水として使っていました。3年前からは、PLNが水源から水をひいて、それを使っています。

トイレは、家の傍らに簡単な排泄施設が設けられているだけであった。小さくて不便であり、ひどい悪臭が予想されたので、1回も使用しませんでした。川の近くに穴をほって、用を足していました。

ゴム農園としては、2ヘクタール与えられました。家から3kmの場所にあります。最低の場所を割り当てられました。半分は傾斜地で、半分は湿地でした。ゴム樹を植え付けることもできず、妻の出産時に出血がひどく費用がかさんだので、その費用を工面するために、2ヘクタールの土地は1996年に70万ルピアで売り払ってしまいました。

これまで、生活費を賄うために、種々の方法を講じてきました。一つは、旧村の水没を免れたゴム樹(約200本)の採取を行うことです。ただし、これらのゴム樹は、六つの島々に点在しているために、サンパン(小舟)で行かねばなりません。島々をすべてをわたるのには4時間かかります。島に簡易な小屋をつくり、そこに寝泊りし、1週間かけて採集し、仲買人に売ります。週に120kg程度の収穫があります。1kgあたり3700ルピアで売ることができます。二つ目は、他人の養魚池で賃労働をすることです。また、現在は、パタパハンの町に出稼ぎに出て、建築関係の人夫をしています。1ヵ月の収入は、60万ルピアです。2週間ごとに家に帰ってきます。家に帰った際には、薪集めをして、これを売って、生活費の足しています。また、3年前に家の隣に養殖池を造りました。8m×17mの大きさです。5ヶ月前からパティンという魚の養殖を開始しました。2300匹の稚魚を放流しました。そのほかにもう1箇所の養殖池を借りています。そこには3300匹の稚魚を放流しています。

生活費を賄うためにいろいろと工夫をしていますが、不安定な状態は変わりありません。このような状態の下、子供の授業料も時々滞納したりしました。今年、長女が中学校にあがるため、そのための入学費用や授業料を捻出しなければならず、今年の7月22日に、家を担保に入れて、BPR 銀行バンキナン支店から750万ルピアの借入れをせざるを得ませんでした。また、電気代もまともに払うことができません。電気代は、1ヶ月40000ルピアから65000ルピアかかり、とても高く、一部しか支払うことができず、滞納分がどんどん積み重なっています。私の犠牲で、水力発電所を建設したのに、現在は、逆に私が電気代の支払いで苦しめられているのは、大きな矛盾と言わざるを得ません。

4. 結語

日本の裁判所に対する願いは、私たちの現実を裁判ではっきり認めてほしいということです。今の生活は、昔と比較してとてもひどい状態にあります。どうか、

昔どおりの暮らしが送れるような措置を取って頂きたいと思います。生活はどんどん苦しくなって展望が見えない状態です。苦しんでいる住民をどうか助けて下さい。

以 上